

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笛吹市長 山下 政樹

市町村名 (市町村コード)	笛吹市 (19211)	
地域名 (地域内農業集落名)	芦川町 (上芦川、新井原、中芦川、鶯宿)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月29日	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・長期に渡り人口が減り続け、高齢化が進行し集落自体が消滅しかけている。
- ・農業従事者の高齢化が顕著に進行しており、荒廃した農地が山沿いを中心に広がっている。
- ・地域全体が中山間地域となり、通信状況が悪く、不整形で狭小、急傾斜地が多いため新規就農者等が農業を始めたくても営農に適した農地が少ない。
- ・野生鳥獣による農作物被害がある。
- ・地域農産物の知名度が低い。
- ・特産物ができても、その販売利益が地域外への転出費用になってしまう。

【地域の基礎的データ】

主な作物:桃、ぶどう、すもも、柿、なす、もろこし、野沢菜、インゲン

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の担い手となる新規就農者、認定農業者等が現れた際には積極的に農地を貸し出していく。
- ・農産物直売所等の交流拠点施設の充実や、豊かな自然。魅力的な景観等の地域資源を情報発信することで交流人口を増やし定住・就農に繋げる取組を検討する。
- ・企業や法人等にまとまった農地を貸し出せるよう地権者への合意形成に取組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、現に農業以外の目的で利用されることが計画されている農地は区域に含めないことができる。
また、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、多様な担い手へ農用地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地集積の推進等の農業生産基盤の整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、新規就農者、家族経営や法人などの区別なく多様な経営体の確保に向けて、笛吹市農業塾を中心に就農相談、営農相談、栽培講習会開催など、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に支援するとともに、農業委員会を中心に農地等に関する相談、紹介・あっせん等の情報提供を行う。また、地域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の貸し出しとオペレーターによる作業受託など農業の分省化を行う

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 市で行っている「有害鳥獣被害防止電気柵等設置費補助金」を利用し、電気柵や防護ネット等の設置を促進する。また、猟友会等の関係機関と連携し捕獲を推進する。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業を活用し、農道、水路等の保全管理を行っていく。